宜野湾市公営墓地
指定管理運営業務公募要項

令和8年 11 月

宜野湾市市民経済部環境対策課

１　目的

本公募は、西普天間住宅地区内に新たに整備される公営墓地の管理運営において、民間事業者等の専門的なノウハウを活用することを目的としています。利用者の多様なニーズに柔軟に対応し、質の高いサービスを提供するとともに、効率的かつ安定的な管理体制を構築できる団体を募集します。

２　公募の概要

（１）対象施設概要

区　　分	内　　容
名　　称	宜野湾市公営墓地
所 在 地	宜野湾市西普天間住宅地区区画整理事業施行地区内 仮換地街区番号 21-１　画地番号１
設置根拠	宜野湾市公営墓地条例
敷地面積	7,021 ㎡ （内訳）墓地エリア：3,115 ㎡　　緑地エリア：3,905 ㎡
供用開始	令和９年６月１日（予定）
墳 墓 地	６㎡区画：103 区画、618 ㎡ ３㎡区画：47 区画、141 ㎡
建物概要	建物名称：宜野湾市施設型共同墓 建物構造：鉄筋コンクリート造 2 階建て 建築面積：施設型共同墓 330.49 ㎡　　延床面積：544.73 ㎡ 施設内容：納骨檀：2,100 体分（1 体用：1,260 基、2 体用：420 基） 合葬室：2 室（約 5,000 体分）、参拝室：2 室、屋外参拝所、 合葬準備室、倉庫、事務室、ホール、トイレ等
緑　　地	施設内容：案内サイン、園路、ソーラー照明、休憩エリア等
付帯施設 付帯設備	駐 車 場：52 台（墓地エリア 20 台、緑地エリア 32 台） 東　　屋：１棟 水汲み場：２基 備　　品：事務机、椅子、会議テーブル、祭壇、香炉、 霊園施設管理システム及びシステム用 PC、 その他本業務に係る備品類等
墓地形態	墳墓地、施設型共同墓（納骨室、合葬室、参拝室）

（２）指定管理期間

令和９年６月１日（供用開始予定日）から令和 14 年３月 31 日まで

※整備工事等の影響により供用開始が遅れた場合、指定管理期間は供用開始日から令和 14 年３月 31 日までとなります。　（その際に令和９年度の業務範囲及び指定管理料の支払上限額に影響する場合は、基本協定及び年度協定において協議をし、決定するものとします。）

（３）指定管理者の公募、選定及び指定（「５ 公募及び選定に関する事項」参照）

市は、「宜野湾市公営墓地条例」（以下「条例」という。）に基づき公募を行い、「宜野湾市附属機関設置条例」及び「宜野湾市指定管理者選定等委員会設置規則」基づき設置する「宜野湾市公営墓地指定管理者選定等委員会」（以下「選定等委員会」という。）において、書類審査やプレゼンテーション審査を実施し、応募者の中から宜野湾市公営墓地の設置目的を最も効果的に達成することができると認められる団体（以下「指定管理候補者」という。）及び指定管理候補者を指定管理者として選定できない場合に指定管理候補者に代わって指定管理候補者となる団体（以下「次点候補者」という。）を選定します。

選定結果は、応募者に対して速やかに通知し、市ホームページへの掲載等により公表します。

その後、市議会の議決を経て、指定管理者として指定されます。

（４）問合せ先

〒901-2710
沖縄県宜野湾市野嵩一丁目１番１号
宜野湾市　市民経済部　環境対策課　環境指導係
ＴＥＬ：098-893-4505　　ＦＡＸ：098-893-4410
E-mail： Shimin08@city.ginowan.okinawa.jp

３　指定管理者が行う業務

指定管理者の業務は、次のとおりとします。

（１） 公営墓地の使用の許可に関する業務
（２） 公営墓地の使用の禁止又は制限に関する業務
（３） 公営墓地の維持管理に関する業務
（４） 前各号に掲げるもののほか、市長が公営墓地の管理上必要と認める業務

※詳細は別紙「宜野湾市公営墓地指定管理運営業務委託仕様書」をご確認ください。

４　職員配置及び経費等

（１）職員配置

本業務を遂行にするにあたり、必要な人員を配置してください。開園時間内で時間に応じた人員を常駐させてください。

（２）指定管理料

ア） 概要

市は必要と認められる管理運営経費に相当する金額を指定管理料として支払います。施設を管理運営する場合は、主として次表の経費が必要となります。（自主事業に係る経費は除く）

区分	詳細内容
人件費	給料、期末・勤勉手当及び法定福利費
光熱水費	電気使用料、上下水道使用料
設備等保守点検	消防設備、空調設備、太陽光発電設備等
清掃・植栽等施設管理	清掃、廃棄物処理、植栽管理、害虫・害獣駆除、機械警備、合葬業務等
修繕費	施設・設備・備品の修繕費（構造的な改修以外）
事務費	印刷製本費（チラシ、リーフレット、通知等）、通信運搬費（電話料、インターネット料金、郵送料）、消耗品費、事務機器リース料（複写機、プリンター、電話等）、広告費（HP 制作・運用）等
その他	交通誘導（繋忙期）

指定管理料は、応募の際に提出された指定管理料提案価格を元に、会計年度（４月１日から翌年３月 31 日まで）ごとに、市の予算の範囲内で、市と指定管理者が協議して決定します。指定管理料の支払い時期及び方法等は協定で定めます。

各年度の指定管理料決定のための協議の際に、選定時の提案価格で示された指定管理料の金額から減額する場合は、管理運営や事業内容等（開園・開館日数や開園時間の変更等を含む。）に関して、宜野湾市と指定管理者の間で協議を行うこととします。

なお、指定管理者による管理運営の水準が協定で定めたものに満たなかった場合には、指定管理料の減額を行う場合があります。減額の基準・手続き等については、協定で定めます。

イ） 指定管理料の上限額

次のとおりとします。

指定管理料上限額（令和９年度）	２８，１１９，０００円（税込）
指定管理料上限額（令和10年度）	３３，２１１，０００円（税込）
指定管理料上限額（令和11年度）	３４，２１４，０００円（税込）
指定管理料上限額（令和12年度）	３５，２５３，０００円（税込）
指定管理料上限額（令和13年度）	３６，３３０，０００円（税込）
指定管理料上限額合計	１６７，１２７，０００円（税込）

※上限額には、毎年度の賃金水準の変動（上昇率）を見込んでいます。

（３）使用料及び手数料

本施設の使用料及び手数料は市へ帰属する歳入とします。指定管理者は、施設の管理運営業務とは別に、地方自治法第 243 条の 2 の規定に基づき、市長が告示により指定する指定公金事務取扱者として、市に代わり当該使用料の徴収及び収納事務を行うものとします。また、指定管理業務にかかる資金と明確に区分して管理し、市が指定する期日までに市が指定する金融機関の口座へ払い込まなければならないものとします。

（４）自主事業による収入

指定管理者は、施設の効果的活用や利用者の利便性の向上等を図るため、「３　指定管理者がおこなう業務」とは別に、指定管理者の責任と費用負担による自主事業を行うことができます。指定管理者が自主事業を実施する場合には、あらかじめ自主事業計画書を市へ提出し協議したうえでその承認を得る必要があります。

【自主事業の実施にあたっての留意事項】

①　市は、施設の設置目的に沿ってかつ「３　指定管理者がおこなう業務」を妨げない範囲及び公共性に配慮した事業であると認められる場合に限り、自主事業の実施を承認します。

②　承認後、自主事業によって「３　指定管理者がおこなう業務」に支障が生じていると判断した場合、市は自主事業の中止、変更等を命ずる場合があります。

③　自主事業に要する経費に対し、原則市が支払う指定管理料を充てることはできません。

④　自主事業による収入は指定管理者が収受するものとします。ただし、著しく高収益である場合かつ予め市と指定管理者が合意した場合はこの限りではありません。

⑤　自主事業の経理は、指定管理者が実施する他の事業と明確に区分し、収支に関する帳票その他事業に係る記録を整備してください。また、市が必要と認めるときは、その報告や実施調査に誠実に応じてください。

⑥　指定管理者による原状回復を行える事業とします。

⑦　火災保険及び賠償責任保険は本市で加入しており、指定管理者が地方自治法第 244 条の２第３項及び第４項に規定された指定管理者の業務を行う場合は、本賠償責任保険の対象に含まれますが、指定管理者が独自の事業を運営する場合は対象外となるため、指定管理者は必要に応じて保険を付保してください。

（５）口座管理及び経理の区分

指定管理者としての業務に係る経費及び収入は、現在使用している口座とは別の口座で管理してください。また、指定管理者としての業務に係る経理と自主事業に係る経理を区分して整理してください。

（６）リスク分担

ア）管理運営上の事故が発生した場合に対応するため、指定管理者は自らのリスクに応じた必要な保険等に加入してください。

イ）施設の保守管理、安全点検、衛生管理・事故・火災等による施設の損傷及び被災者に対する責任は、事案ごとの原因により判断しますが、第一次的な責任は指定管理者が有するものとし、被災が最小限となるよう迅速かつ最善の対応をとるとともに、直ちに市に報告しなければならないものとします。

ウ）管理業務に関し、市と指定管理者とのリスクの分担については、次の表によるものとします。ただし、表に記載されていない事項に関しては、別途協議するものとします。

項　　目	リスク負担者		リスクの内容
	宜野湾市	指定管理者	
物価変動	○		人件費、物品費等物価変動に伴う経費増
金利変動	○		金利変動に伴う経費増
税制度の変更	○		管理運営に影響を及ぼす税制変更
法令、条例、規則等の変更	○		本事業に直接関係する条例等の変更
需要変動	○		想定できない特殊な事情による需要変動（利用者増減、収入減等）
事業の中止		○	指定管理者の責めに帰すべき事由による場合
	○		政治的、行政的理由による事業変更
運営費の増大		○	指定管理者の責めに帰すべき事由による場合（不適切な運営等による運営費の増大等）
不可抗力	○		天災・暴動等による履行不能・事業変更 ※不可抗力＝暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、争乱、暴動、その他市や指定管理者の責めに帰すことができない自然的または人的な現象

項　　目	リスク負担者		リスクの内容
	宜野湾市	指定管理者	
利用者または第三者への損害		○	指定管理者の責めに帰すべき事由により利用者等へ損害を与えた場合
	○		上記以外の場合
新規設置	○		施設・設備等の新規設置
施設・設備等の修繕・改修	○		構造的な改修（老朽化対応・耐震補強など） ※指定管理者の業務範囲とする修繕整備（日常的・予防的等で 50 万円以下の軽微な修繕）とは別である。
	○		事故・災害等による場合
施設の休園・休館	協議事項		各負担者による施設・設備の修繕にかかる工事等により、長時間施設を休園・休館する場合
セキュリティ		○	施設の管理・警備不備による情報漏洩、犯罪発生等
資金調達等		○	運営上必要な初期投資、資金の確保
引継ぎ		○	業務の引継ぎにかかる費用
事業終了時の費用		○	指定期間の満了、または指定期間中における業務廃止に伴う撤収・原状回復費用

（７）業務実施上の厳守事項

ア）関係法令等の遵守

関係法令等の遵守について業務を遂行するうえで、関係する法令等を遵守することとします。 なお、指定管理期間中にこれらの法令等に改正があった場合は、改正された内容とします。

＜主な関係法令＞

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）

墓地、埋葬等に関する法律（昭和 23 年法律第 48 号）

墓地、埋葬等に関する法律施行規則（昭和 23 年厚生省令第 24 号）

宜野湾市公営墓地条例（令和８年）

宜野湾市公営墓地条例施行規則（令和８年公布予定）

個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）

宜野湾市個人情報保護法施行条例（令和５年宜野湾市条例第１号）

労働関係法令（労働基準法、労働組合法、労働安全衛生法、職業安定法、最低賃金法、労働者派遣法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、雇用保険法等）
宜野湾市行政手続条例（平成 10 年宜野湾市条例第 15 号）
宜野湾市情報公開条例（平成 13 年宜野湾市条例第 16 号）
宜野湾市暴力団排除条例（平成 23 年宜野湾市条例第 14 号）
施設・設備の維持保全関係法令（建築基準法、消防法、電気事業法、水道法、建築物における衛生的環境の確保に関する法律等）
環境法令等（地球温暖化対策の推進に関する法律等）
その他管理運営に適用される法令等

イ）環境整備などの作業は安全対策をして行うこと。
ウ）利用者、来園者には親切丁寧に接すること。
エ）近隣の良好な生活環境の確保に努めること。
オ）目的外使用はしないこと。
カ）その他市との調整事項を厳守すること。

５ 公募及び選定に関する事項

（１）応募者の資格要件

応募者の資格要件は、宜野湾市公営墓地を円滑かつ安定して運営できる、下記の要件を満たす法人その他の団体（以下「団体等」という。）で、共同事業体での応募も可とします。また、団体の場合は、法人格の有無を問いませんが、個人での応募は不可とします。

① 国税及び地方税の滞納がないこと

② 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による更生及び再生手続中でないこと

③ 過去２年以内に、本市又は他の地方公共団体から指定管理者の指定の取消しを受けていないこと

④ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４の規定により、本市における入札参加を制限されていないこと

⑤ 応募書類提出時点において、本市の指名競争入札の指名停止等の措置を受けていないこと

⑥ 宜野湾市暴力団排除条例（平成 23 年宜野湾市条例第 14 号）第２条第１号に規定する暴力団及び同条第２号に規定する暴力団員でないこと

※本項目については、提出された「役員等氏名一覧表（様式６）」により、本市から沖縄県警察本部に対し調査・照会を行います。

⑦ 過去２年以内に労働基準監督署から是正勧告を受けていないこと（仮に受けている場合には、必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みであること）

⑧ 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする団体でないこと

⑨ 共同事業体の場合には、構成するすべての団体が①から⑧の条件を満たすとともに、選定後協定締結時までに、代表団体及び責任分担等を明確に定めた共同事業体協定書の提出が可能であること

⑩ 令和８年４月１日時点で、沖縄県内に本店又は支店・営業所を有すること。共同事業体にあっては、代表者が令和８年４月１日時点で、沖縄県内に本店又は支店・営業所を有すること。

（２）公募スケジュール

実施内容	実施期日
公募期間	令和8年11月13日(金)から12月14日(月)まで
公募に関する説明会及び現場見学	令和8年11月26日(木)
公募に関する質問受付	令和8年11月26日(木)から12月２日(水)まで
公募に関する質問の回答	令和8年12月８日(火)
参加申出書の受付	令和8年11月13日(金)から12月９日(水)まで
応募書類の受付	令和8年11月13日(金)から12月14日(月)まで
委員会による審査、選定	令和8年12月下旬から令和9年1月上旬（予定）
市議会へ議案の上程、議決	令和9年3月下旬
指定管理者への指定通知	令和9年3月下旬
協定締結に向けて協議、協定締結	令和9年3月下旬
引継ぎに向けての引継期間	令和9年4月から5月末まで
指定管理者による管理運営開始	令和9年6月（予定）

（３）公募手続について

ア）公募の公表

指定管理者の公募について、宜野湾市の市報・ホームページ等に掲載し、広くお知らせします。

イ）公募要項の配布

(ｱ) 配布期間

令和８年 11 月 13 日（金）から令和８年 12 月 14 日（月）まで

(ｲ) 配布場所

宜野湾市のホームページからダウンロードしてください。

URL：https://www.city.ginowan.lg.jp/soshiki/keizai/1/2/1/20900.html

ウ）公募に関する説明会及び現地見学

応募方法、応募書類等に関する説明会を次のとおり開催します。応募を予定される団体は、できる限りご参加ください。なお、説明会終了後、現地見学の時間を設ける予定ですが、工事中であるため、立入ができない場所があることをご了承ください。

(ｱ) 開催日時

令和８年 11 月 26 日（木）14 時から 15 時半まで（予定）

(ｲ) 開催場所

宜野湾市役所本館玄関前　多目的会議室Ｂ

（説明会終了後、現地へ移動して施設見学の時間を設けます。）

(ｳ) 参加人数

各団体３名以内とします。

(ｴ) 持参するもの

本公募要項、業務委託仕様書、安全ヘルメット（現地見学される方）

(ｵ) 申込方法

参加を希望される団体は、令和８年 11 月 24 日（火）午後５時までに、E-mail で「宜野湾市公営墓地指定管理者公募要項等に関する説明会及び現場見学参加申込書」（様式９）を宜野湾市市民経済部環境対策課に送付してください。

【環境対策課メールアドレス】Shimin08@city.ginowan.okinawa.jp

エ）公募要項に関する質問受付

公募要項の内容に関する質問を次のとおり受け付けます。

(ｱ) 受付期間

令和８年 11 月 26 日（木）から令和８年 12 月２日（水）午後５時まで

(ｲ) 受付方法

E-Mail で「宜野湾市公営墓地指定管理者公募要項等に関する質問書」（様式 10）を宜野湾市市民経済部環境対策課に送付してください。

【環境対策課メールアドレス】Shimin08@city.ginowan.okinawa.jp

なお、電話及び窓口でのお問合せには応じられませんので、あらかじめご了承願います。

オ）公募要項に関する質問回答

令和８年 12 月８日（火）に、宜野湾市のホームページで回答を公表します。

URL：https://www.city.ginowan.lg.jp/soshiki/keizai/1/2/1/20900.html

カ）参加申出書の受付

応募を希望する団体は、令和８年 12 月９日（水）午後５時までに、E-mail で「参加申出書」（様式１）を宜野湾市市民経済部環境対策課に送付してください。

【環境対策課メールアドレス】Shimin08@city.ginowan.okinawa.jp

キ）応募書類の受付

（ｱ）応募書類

応募する団体は、次に掲げる書類を提出してください。

なお、提出に係る費用は応募者の負担とし、提出された書類は返却しません。

※本応募の前に**「参加申出書」**（様式１）を 12 月９日までに提出してください。

法　人	その他の団体
① 宜野湾市公営墓地指定管理者の応募書類（表紙）	① 宜野湾市公営墓地指定管理者の応募書類（表紙）
② 指定管理者指定申請書兼誓約書（様式２）	② 指定管理者指定申請書兼誓約書（様式２）
③ 宜野湾市公営墓地指定管理者業務に関する事業計画書（様式３）	③ 宜野湾市公営墓地指定管理者業務に関する事業計画書（様式３）
④ 宜野湾市公営墓地指定管理者業務に関する収支計画書（様式４）	④ 宜野湾市公営墓地指定管理者業務に関する収支計画書（様式４）
⑤ 共同事業体結成届出書（共同事業体で応募する場合のみ）（様式５）	⑤ 共同事業体結成届出書（共同事業体で応募する場合のみ）（様式５）
⑥ 共同事業体協定書（共同事業体で応募する場合のみ）（任意様式）	⑥ 共同事業体協定書（共同事業体で応募する場合のみ）（任意様式）
⑦ 定款、寄附行為、規約等	⑦ 代表者の履歴書
⑧ 登記事項証明書	⑧ 代表者の身元を証明する書類（身分証明書（本籍地発行）、住民票抄本（特別）、戸籍抄本（一部事項証明書）、印鑑証明書
⑨ 法人の組織、運営に関する書類	⑨ 団体の設立趣旨、事業概要が分かる書類
⑩ 役員等氏名一覧表（様式６）	⑩ 代表者、構成員の名簿

⑪ 納税証明書 （滞納がないことがわかるもの） ・国税（法人税、消費税及び地方消費税）：税務署発行の納税証明書「その３の３」 ・地方税（都道府県民税、法人市町村民税） ※ 法人の設立が１年未満の場合は、代表者の国税（所得税、消費税及び地方消費税）、地方税（都道府県民税、市町村民税）の納税証明書	⑪ 納税証明書 （滞納がないことがわかるもの） ・国税（所得税、消費税及び地方消費税）：税務署発行の納税証明書「その３の３」 ・地方税（都道府県民税、市町村民税）
⑫ 労働保険、健康保険、厚生年金の加入を確認できる書類 （直近１回分の領収書の写し　等）	⑫ 労働保険、健康保険、厚生年金の加入を確認できる書類 （直近１回分の領収書の写し　等）
⑬ 過去３年間の決算書類、事業報告書、貸借対照表、損益計算書、資金収支計算書、勘定項目内訳書等	⑬ 過去３年間の決算書類、事業報告書、収支決算書等
⑭ CD-R パンフレットや財務書類を含めた応募書類一式をすべてPDF化し、格納したもの。	⑭ CD-R パンフレットや財務書類を含めた応募書類一式をすべて PDF 化し、格納したもの。

※ 共同事業体で応募する場合、法人、その他の団体での応募に関係なく、
上記⑦～⑬の書類については、これを組織する構成員ごとに提出すること。

※ ⑥については、選定後協定締結時までに提出すること。

※ 収益事業等を実施していないことにより、法人税・法人市民税の申告義務がなくかつ実際に申告税額がない公益法人又は人格のない社団等の場合は「法人税及び法人市民税の課税対象となる収益事業等を実施していないことの宣誓書（様式７）」を提出してください。

※ 各種社会保険への加入の必要がないため、⑫の提出ができない場合は、「労働保険・健康保険・厚生年金保険の加入の必要がないことについての申出書」（様式８）を提出してください。

(ｲ) 受付期間

令和８年 11 月 13 日（金）から令和８年 12 月 14 日（月）午後５時まで

(ｳ) 提出部数

紙媒体　10 部（正本１部、写し９部）、電子媒体 CD-R１部

(ｴ) 編纂方法

用紙の大きさを、原本で用紙サイズが決まっているもの以外は、A4 サイズに統一し、A4 縦のフラットファイルにファイリングしてください。

書類毎にページ数及びインデックスを付し提出してください。

(ｵ) 受付方法

宜野湾市市民経済部環境対策課（宜野湾市役所別館２階）まで、直接ご持参又は記録が残る送付方法（簡易書留等）で提出してください（受付期間内必着）。

(ｶ) 提出先

〒901-2710

沖縄県宜野湾市野嵩一丁目１番１号

宜野湾市　市民経済部　環境対策課　宜野湾市公営墓地担当 宛

（４）審査及び選定の手続について

ア）審査方法

選定等委員会で審査を行い、その結果に基づき、指定管理候補者及び次点候補者を選定します。

審査は、応募者の提出書類及びプレゼンテーションに基づき、評価基準項目に従い総合的に実施します。

(ｱ) 各委員が合計点の高い順に順位をつけ、順位を１位とした委員の数が最も多い団体等を指定管理候補者に選定し、次に多い団体等を次点候補者に選定します。

(ｲ) 上記（ｱ）において、順位を１位とした委員の数が最も多い団体等が複数ある場合は、各委員の合計点が最も高い団体等を指定管理候補者として選定し、次に高い団体等を次点候補者として選定します。

(ｳ) 上記（ｲ）において、各委員の合計点が最も高い団体等が複数ある場合は、順位を２位とした委員の数が最も多い団体等を指定管理候補者に選定します。以下、同数の場合はこれを準用し選定します。

(ｴ) 上記（ｱ）から（ｳ）にかかわらず、指定候補者及び次点候補者となるためには、各委員の合計点が配点の 60%以上を満たすことが必要です。最低基準に満たない場合は、応募団体が１団体のみであっても指定候補者として選定せず、再度公募を行います。

なお、選定後、宜野湾市議会の議決を経て、宜野湾市長が指定の通知を行うことにより、宜野湾市公営墓地の指定管理者として正式に指定されます。

選定された指定管理候補者が選定を取り消された場合や、指定後に指定管理者側から辞退の申し出があった場合等は、次点候補者を指定管理候補者とし、指定や協定締結の交渉を行うものとします。

イ）プレゼンテーションの実施

提出された事業計画書等における提案内容について、以下のとおりプレゼンテーションを実施します。

（ｱ）日　　時：令和９年１月７日（木）（予定）

※ 日程については、応募件数等を考慮し、詳細な日時を参加者へ後日連絡予定。

※ プレゼンテーションの順番については、事務局抽選にて行います。

（ｲ）場　　所：参加者へ別途通知予定。

（ｳ）参加人数：３名以内とし、出席者は団体等の職員（共同事業体による応募の場合については、その構成員を含む)に限ります。

（ｴ）提案時間：提案内容について１団体あたり説明 20 分、質疑 20 分の計 40 分程度を予定。

（ｵ）機材等：プレゼンテーションに使用するスクリーン及びプロジェクターは、本市が用意します。その他の機器については応募者が準備することとします。

（ｶ）その他：プレゼンテーション当日の追加の資料配付は認めません。

ウ）評価基準項目について

別添「宜野湾市公営墓地指定管理者選定　評価基準表」のとおり

エ）選定結果の通知及び公表

選定結果は、宜野湾市ホームページ等にて掲載するとともに別途提案者に通知します。なお、選定結果について、通知する情報以外の審査点数等プロポーザルの審査の詳細については、公表しません。

URL：https://www.city.ginowan.lg.jp/soshiki/keizai/1/2/1/20900.html

オ）指定管理者の指定

宜野湾市議会の議決後に、指定管理者として指定します。（令和９年３月下旬）

６　協定及び準備に関する事項

（1）協定の締結

市と指定管理者は事業内容に関する事項及び管理に関する事項等について協議の上、基本協定及び年度協定を締結します。

協定書の解釈に疑義が生じた場合、又は、協定書に定めのない事項が生じた場合については、市と指定管理者は誠意を持って協議し決定するものとします。

7　公募に関する注意事項

（ｱ）公募要項の承諾

応募者は、応募書類の提出をもって、本公募要項の記載内容を承諾したものとみなします。

（ｲ）接触の禁止

選定委員、市職員その他の本件関係者に対して、本件応募について直接・間接を問わず接触を禁じます。

（ｳ）重複応募の禁止

応募は、一団体につき、一案とします。複数の応募はできません。

また、一つの団体が複数の共同事業体に参加することも認められません。

（ｴ）応募内容変更・追加の禁止

提出された書類の内容の変更又は書類の追加はできません。ただし、選定等委員会が認めた場合はこの限りではありません。

（ｵ）応募者の失格

選定期間中又は選定後において、次の事項に該当することが判明した応募者については、選定の審査対象から除外し、選定の結果、指定管理候補者又は次点候補者として選定されている場合は、その選定を取消すものとする。

(1)　（ｲ）から（ｴ）までの禁止事項に該当するなど、公募要項に定める手続を遵守しない場合

(2) 応募書類に虚偽の内容を故意に記載した場合

(3) 応募者の資格要件を満たしていないことが判明した場合

(4) その他不正行為があったことが判明した場合

（ｶ）応募の辞退

正当な理由がある場合に限り、応募書類を提出した後に辞退することを認めます。その際には、「応募辞退届（様式 11）」を提出してください。

（ｷ）費用負担

応募に関して必要となる費用は応募者の負担とします。

（ｸ）審査結果への異議申し立て

審査結果についての異議は一切受け付けません。

（ｹ）提出書類の取扱い・著作権

市が提示する設計図書（平面図等）の著作権は市及び設計者に帰属し、団体の提出する応募書類の著作権は作成した団体に帰属します。

応募書類は、審査目的以外には応募者に無断で使用しません。また、宜野湾市情報公開条例(平成 13 年宜野湾市条例第 16 号)に基づく開示請求が行われた場合でも原則開示しません。

８　関係資料・様式

関係資料

「宜野湾市公営墓地指定管理者選定　評価基準表」

関係様式

（様式１）参加申出書
　宜野湾市公営墓地指定管理者の応募書類（表紙）
（様式２）指定管理者指定申請書兼誓約書
（様式３）宜野湾市公営墓地指定管理者業務に関する事業計画書
（様式４）宜野湾市公営墓地指定管理者業務に関する収支計画書
（様式５）共同事業体結成届出書
（様式６）役員等氏名一覧表
（様式７）法人税及び法人市民税の課税対象となる収益事業等を実施していないことの
　　宣誓書
（様式８）労働保険・健康保険・厚生年金保険の加入の必要がないことについての申出書
（様式９）宜野湾市公営墓地指定管理者公募要項等に関する説明会及び現場見学参加申込書
（様式 10）宜野湾市公営墓地指定管理者公募要項等に関する質問書
（様式 11）応募辞退届